資料番号	総務２

令和８年３月５日 課　名　総務局総務課 担当者　石津 内　線　2220	令和８年３月５日 課　名　土木建築局土木建築総務課 担当者　重政 内　線　3810

虚偽文書作成事案解明調査チームによる一次調査結果について

１　要　旨

平成 30 年度以降の災害復旧事業に係る設計変更協議について、総務局・土木建築局合同の虚偽文書作成事案解明調査チーム（以下「調査チーム」という。）が実施した一次調査結果を報告する。

また、一次調査結果を踏まえた再発防止策を策定し、可能なものから順次取り組むとともに、二次調査を実施する。

２　一次調査の実施内容について

⑴　一次調査

ア　調査目的

災害復旧事業に関係して虚偽の協議録が複数の事務所において発見されたことから、

（ア）　国庫負担金に影響のある設計変更協議に添付された協議録

（イ）　ファイル名に「嘘」と付けられた西部建設事務所廿日市支所と同東広島支所の協議録の作成経緯等を優先して調査を行い、作成された理由や作成後の使用方法、国庫負担金等に及ぼした影響など、虚偽の協議録作成についての構造的要因を整理する。

イ　調査範囲

・全ての建設事務所（支所）の設計変更協議に添付された協議録 (※)（80 件）

・設計変更協議以外で、ファイル名に「嘘」と付けられた西部建設事務所廿日市支所（２件)、同東広島支所（１件）の協議録

※　協議録とは、関係者との協議内容が記載された協議録、聞取表等の書面をいう。

ウ　調査方法

事実関係について、調査チームによる調査を実施し、その調査結果等を踏まえて、第三者に事案が発生した要因等の分析と二次調査の設計をしてもらう。

（ア）　事実関係の調査（調査チーム）

・協議録の内容を確認するための書類（出張記録等）による外形的調査

・関与したと考えられる職員及び協議録に記載されている相手方への聞取

・工事の一件書類の確認、ＰＣログ調査等

（イ）　事案が発生した要因等の分析及び二次調査の設計（第三者）

近年、土木建築局で複数の不適正事務処理事案が発生していることを踏まえ、（ア）の調査結果と合わせて過去の不適正事案についても分析してもらい、二次調査の範囲及び調査方法を決定する。

⑵　調査チーム

・チームリーダー　山根副知事

・事務局　総務局総務課

・構成員　総務局、土木建築局

(3)　本件調査に参画していただいた第三者

・弁護士　片木　晴彦（広島総合法律会計事務所）
・弁護士　中田　憲悟（はばたき法律事務所）
・弁護士　大本　卓志（大本卓志法律事務所）

３　一次調査結果（事実関係の調査）

(1)　協議録の真偽に係る調査について

ア　土木建築局による調査

設計変更協議に添付された 23 件（呉支所分）について、当時の担当者等への聞き取り調査や協議録に記載されている相手方への確認等を進めた結果、虚偽の協議録を 20 件（うち協議内容が事実でないもの 13 件、協議日や協議者が事実ではないもの７件）確認

イ　調査チームによる調査

設計変更協議に添付された協議録 80 件（土木建築局が調査した 23 件を含む。）及びファイル名に「嘘」と付けられた協議録３件について、当時の担当者等への聞き取り調査や協議録に記載されている相手方への確認等を実施

(2)　協議録の真偽に係る調査結果について

調査チームによる事実関係の調査結果及び調査資料を第三者へ提供し、第三者が必要と判断した追加調査を実施の上、第三者が協議録の真偽を判定

ア　平成 30 年度から令和６年度までに土木建築局が実施した災害復旧事業（査定決定件数 4,172 件）の中で設計変更協議が行われた 570 件のうち協議録が添付された 80 件

設計変更協議に添付された協議録 80 件のうち、61 件を虚偽の協議録（※1）と判定（61 件のうち、協議内容が事実でないもの 52 件、協議日等が事実ではないもの９件）

※１　故意または錯誤に関わらず、事実ではないことが記載された協議録を「虚偽の協議録」とする。

土木建築局が調査した 23 件の調査結果である、虚偽の協議録 20 件（うち協議内容が事実でないもの 13 件、協議日や協議者が事実ではないもの７件）について、改めて調査した結果、虚偽の協議録 20 件（うち協議内容が事実でないもの 14 件、協議日や協議者が事実ではないもの６件）と判定

【表１　一次調査における真偽判定の結果】

年度	県全体の災害発生件数	設計変更協議件数				
		県分全体	うち協議録添付	協議録の内容が事実であるもの	うち虚偽の協議録	
					協議内容が事実ではないもの	協議日や協議者が事実ではないもの
H30	2,523	8	0			
R１	93	76	4	1	3	
R２	347	118	41	9	25	7
R３	938	145	31	6	23	2
R４	76	101	4	3	1	
R５	75	65	0			
R６	120	57	0			
合計	4,172	570	80	19	52	9

【表２　判定結果（事務所別）】

事務所	設計変更件数	協議録添付件数			
			○	①	②
01_西部	149	34	8	24	2
02_呉	79	28	4	18	6
03_廿日市	3	0			
04_安芸太田	16	1	1		
05_東広島	105	4	2	1	1
06_東部	25	1	1		
07_三原	95	9	1	8	
08_北部	71	1		1	
09_庄原	27	2	2		
総計	570	80	19	52	9

【表２から表５までの凡例】
○協議録の内容が事実である
①協議録の内容が事実でない
②協議録の内容は事実であるが協議日等が事実でない

【表３　判定結果（設計変更申請年度別）】

申請年度	設計変更件数	協議録添付件数			
			○	①	②
H30	8	0			
R1	76	4	1	3	
R2	118	41	9	25	7
R3	145	31	6	23	2
R4	101	4	3	1	
R5	65	0			
R6	57	0			
計	570	80	19	52	9

【表４　判定結果（発災年度別）】

発災年度	査定決定件数	設計変更件数	協議録添付件数			
				○	①	②
H30	2523	411	76	17	50	9
R1	93	2				
R2	347	15	2		2	
R3	938	126	2	2		
計			80	19	52	9

【表５　判定結果（設計変更の事由）】

設計変更の事由	設計変更件数	○	①	②
工事用道路の追加･変更	9	0	9	0
工事廃止	19	7	11	1
根固めブロックの二次製品利用	10	2	8	0
交通誘導警備員の追加	13	3	8	2
残土の処分場･処分価格の変更	11	0	11	0
工法変更	21	6	9	6
その他	8	2	6	0
総計	91	20	62	9

※　一件の設計変更協議に設計変更事由が複数あるため、設計変更件数と一致しない。

イ　西部建設事務所廿日市支所及び同東広島支所から見つかったファイル名に「嘘」と付けられた協議録３件

いずれの協議録も内容は事実ではないが、災害査定及び設計変更協議では使用されなかったと判定

４　一次調査結果（背景・要因等の分析等）

第三者（弁護士）から、背景・要因等の分析、近年の不適正事案との関係性、二次調査設計の考え方等について、令和８年１月 23 日付けで報告を受けた（別紙調査報告書（概要版）参照）。

(1)　虚偽の協議録作成について

平成３０年災という未曽有の大規模災害からの復旧・復興に向けた対応等により職員が担う業務量が増加するなどの背景の中で、業務過多・時間的制約、技術企画課の指導・指示・示唆、心理的負担などの動機により、設計変更協議において、国の同意を得るために虚偽の協議録作成に及んだことが認められた。

そして、多数の虚偽の協議録が作成されることとなった要因としては、設計変更協議の申出について明確な決裁ルールが存在しなかったこと、土木建築局の職員にコンプライアンスに関する意識が浸透していなかったこと及び組織としてのチェック機能が働いていなかったことの三点を指摘した。

(2)　二次調査の範囲及び方法の考え方について

一次調査では、協議録が添付された設計変更協議 80 件のうち７割以上にあたる 61 件（内容が事実でないもの 52 件、協議日等が事実でないもの９件）で、かつ、９ヶ所ある建設事務所のうち５ヶ所で虚偽の協議録が作成されていたことからすれば、協議録が添付されていない設計変更協議においても、事実とは異なる理由で設計変更協議の申出をした事案が存在する可能性は否定できないと考えられる。

他方で、平成 30 年度から令和６年度までに実施された合計 4,172 件の災害復旧事業うち、設計変更協議が行われないまま工事が完了した事案については、不適正な行為が行われたとは考えにくい。

したがって、設計変更協議が行われた災害復旧工事 570 件（一次調査で調査したものを除く。）を二次調査の範囲とすることが適切である。

５　二次調査の実施内容

第三者からの報告書における意見を踏まえ、県として、次の内容の二次調査を実施する。

(1)　目　的

一次調査の結果を踏まえて決定した調査範囲における事実関係を調査し、調査範囲において不適正な設計変更協議が行われていた場合は、背景・要因等の調査及び分析を行い、一次調査で確認した背景・要因等と異なるものかどうかを確認する。

また、新たな背景・要因があった場合は、それも踏まえて再発防止策を策定する。

(2)　調査範囲

平成 30 年度から令和６年度までに実施した災害復旧事業（公共事業）の中で設計変更協議が行われたもの

ア　土木建築局が実施した災害復旧事業（公共事業）

災害査定決定件数 4,172 件の中で、設計変更協議が行われた 570 件（一次調査で実施した 80 件の協議録関係分を除く）

イ　農林水産局が実施した災害復旧事業（公共事業）

災害査定決定件数７件の中で、設計変更協議が行われた３件

(3)　調査方法

調査チームによる事実関係の調査のほか、引き続き第三者（弁護士）が参画する形で調査を実施

ア　設計変更協議理由の類型化

・　調査チームにおいて、二次調査範囲となる設計変更協議の変更理由別に整理（工事用道路や交通誘導員の追加、残土処分先の変更、実施単価更正（単価の時点修正）、違算訂正、出面数量での変更など）

・変更理由別に客観的な虚偽文書作成の可能性を整理・分類し、第三者（弁護士）から意見を聴取の上、事実関係の調査範囲を決定

イ　事実関係の調査

調査チームにおいて、第三者（弁護士）の意見を踏まえ、次のとおり事実関係の調査を実施

・　工事台帳、工事設計書、施工計画書、工事内容変更通知書、工事打合せ簿その他の工事一件記録の調査（書面の突合による外形的調査）

・設計変更協議に関与したと考えられる職員等へのヒアリング（外形的調査によって整合性が取れないと判断した事案の関係者へのヒアリング）

ウ　新たに不適正な設計変更協議があった場合の背景、要因の調査及び分析

第三者（弁護士）は、調査チームの調査結果を精査し、新たに判明した不適正な設計変更協議があった場合には、その背景・要因等を調査及び分析

６　再発防止策について

最終的な再発防止策は二次調査の結果も踏まえて策定するが、一次調査結果において指摘された要因等を踏まえた現時点での再発防止策を策定し、可能なものから順次取り組む。

⑴　要因１「設計変更協議の申出について明確な決裁ルールが存在しなかったこと」に対する再発防止策（３月３日付けで事務所等に通知）

ア　災害復旧事業における決裁ルールの策定

・　国との設計変更協議の内容について、建設事務所の担当課長等が確認し建設事務所長の決裁を受けた上で、技術企画課に提出するようルールを策定

イ　災害復旧事業における事務ルールの策定及び基本ルールの周知徹底

・　残土処分場において受入不可等となる場合を想定した処分ルールを策定

・　進行管理において課題や手続きの進捗状況等を把握・共有することを改めて周知徹底

・　設計変更協議は協議対象の工事着手前や工事完了前までに申し出を行うこと、民地等を借用する場合は査定までに土地所有者と協議を行い了承を得ることなど、基本ルールを改めて周知徹底

⑵　要因２「土木建築局の職員にコンプライアンスに関する知識及び意識が浸透していなかったこと」に対する再発防止策

ア　コンプライアンス研修の見直し

・　令和６年度から実施している全庁職員を対象としたコンプライアンス研修の内容について、外部講師の意見を踏まえて見直し

・　新たに外部講師による管理職員を対象としたコンプライアンス研修を実施

・　これまで実施してきた初任者及び管理職員に対するコンプライアンス研修（公務員倫理）に加え、監督職（ＧＬ・係長）に対する研修を実施

・　平成 25 年度から土木建築局において実施しているコンプライアンス研修についても、外部講師の意見を踏まえて見直し

イ　コンプライアンス関連情報の発信強化

・　コンプライアンスに関する情報に対する職員の認識度を高めるため、内容・発信方法を見直し

ウ　コンプライアンス意識の浸透

・　組織としてのコンプライアンスに関する基本的な方針を明文化し、判断の拠り所を統一

・　職員自身がコンプライアンスについて振り返りができる仕組みの検討

⑶　要因３「組織としてのチェック機能が働いていなかったこと」に対する再発防止策

ア　役割分担の明確化等の徹底

・　令和５年度に実施した不適正な事務処理の点検結果を踏まえた再発防止策（職位等による役割分担の明確化、チェック項目の標準化、適切な情報共有）を再度周知

イ　コンプライアンス推進体制の整備

・　関係部署の役割分担の見直しなど、組織体制の強化による効果的なリスク管理やコンプライアンスの推進

ウ　不適正な事務処理の防止

・　文書の電子的作成を促進（押印（公印／私印）対象文書の削減）

７　国費への影響額について

設計変更協議に添付された協議録 80 件のうち、虚偽の協議録と判定した 61 件について、別紙２のとおり国費への影響額を算出した。

算出に当たっては、協議録が事実ではない案件について、

・実際に災害査定後に現地等において状況変化があったのか

・実際の設計変更の内容や理由がどのようなものであったか

という観点で、施工業者と交わす書類（工事打合せ簿や確認書等）等を改めて調査した。

その結果、査定後に状況変化があり、それに伴う設計変更の内容・理由が、本来、国との設計変更協議において同意を得られる内容・理由である場合は、国費への影響額はないものとして整理した。

一方、書類等で査定後の状況変化が確認できないもの、設計変更の内容や理由についての根拠が確認できないものについては、国との設計変更協議において同意を得ることが難しいと整理し、「実際に施工された工事費」と「正しく措置されていた場合の工事費」との差額を国費への影響額として算出した。

なお、

・一部廃工により減額になるもの

・協議録の日時等は異なっているものの、実際に相手方と協議を行っているもの

については、国費への影響額はないものとして整理した。

さらに、残土処分先の変更に係る虚偽の協議録（聞取り表）については、その当時の受入れ先の容量や受入状況、受入単価を再確認し、その結果を踏まえ、当時、受入不可とした業者が受入可能だった場合の単価と比較して影響額を算出した。

このような県の考え方について、当事者である県のみの考え方で整理するのは適当ではないと考え、学識経験者の方に意見を伺いながら整理した。

※　本来、国との設計変更協議において同意を得られる事例

・根固ブロックの現場製作から二次製品利用への変更において、「地元関係者との協議により現地製作ができず、二次製品への変更が必要となった」と虚偽の協議録を添付していた案件について、実際は、施工業者との工事打合せ簿等の資料により、二次製品への変更について「施工ヤードが確保できない、あるいは型枠や技能者が不足している」という理由が確認できるもの。

・工事用道路の位置変更において、「地権者から土地の使用を拒否された」と虚偽の協議録を添付していた案件について、実際は、施工業者との工事打合せ簿等の資料により、「地権者が施工業者に対し工事用道路の位置を変更するよう指示をした」という理由が確認できるもの。

【国費への影響額の計】

件数	影響額	内国費
21 件	75,294,580 円	50,221,475 円

※　影響のあった国費について、国から交付決定の一部取消・返還命令が行われる場合は、別途、加算金（影響のあった国費を年度内に返還する場合、約 23 百万円となる見込み）の納付や、県債の繰上償還が必要となる見込み。

別　紙

○　調査チームにおける調査結果（箇所別）

（１）全ての建設事務所（支所）の設計変更協議に添付された協議録（80 件）

（表中の判定欄について、事実であるものを「○」、協議内容が事実でないものを「①」、協議はしたが、協議日や協議者が事実でないものを「②」と記載している。）

番号	変更申請日	年災番号	路河川名	協議録の内容	調査チームの調査結果	判定
1	R2.12.17	H30 災 4289 号	根谷川	・工事用道路の借地について、地権者と協議したもの	・協議録の日付より前の時点で、県職員が仮設道路の設置を承諾して設計変更の対象としている上、関係職員が協議録の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
2	R3.1.5	H30 災 3367 号	山倉川	・施工方法等について、地元代表者と協議したもの	・関係職員が協議記録簿の内容は事実でないと認めている等の事情がある。	①
3	R3.1.14	H30 災 2145 号	高須川	・工事用道路の借地について、地権者と協議したもの	・協議の相手方が県職員から電話があったこと及び協議内容を覚えていた等の事情がある。	○
4	R3.1.14	H30 災 3924 号	麻下川	・施工方法等について、施設管理者と協議したもの	・協議録記録簿の内容と相手方の聴取表の内容が整合しない上、関係職員が協議記録録の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	①
5	R3.1.14	H30 災 5058 号	瀬野川	・施工ヤードとして土地を利用することについて協議したもの	・県のシステムに設計変更概要書に添付されている工事打合せ簿が保存されており、工事打合せ簿の内容と職員の回答が整合している等の事情がある。	○
6	R3.1.15	H30 災 4635 号	湯坂川及支川	・災害復旧工事に係る工事車両ルートについて、地元代表者と協議したもの	・協議録の日付より前の時点で、県職員が協議録の内容とは異なる理由で設計変更の対象としている上、関係職員が協議録の内容は事実でないと認めている等の事情がある。	①
				・施工方法等について、地権者と協議したもの	・関係職員が協議録の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	
7	R3.1.27	H30 災 3782 号	天地川	・交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	・協議録の日付より前の時点で、受注者から交通誘導警備員配置の申入れがあり、県職員がこれを承諾している上、関係職員が協議録の内容は事実でないと認めている等の事情がある。	①
8	R3.1.29	H30 災 3896 号	熊野川	・施工方法等について、地権者と協議したもの	・協議録の日付より前の時点で、受注者が工事用道路を河道内に設置するよう変更することを検討していたことに加えて、その後、協議録の内容とは異なる理由で設計変更の対象としている上、関係職員が協議録の内容は事実でないと認めている等の事情がある。	①
				・工事用地について、地権者と協議したもの		
9	R3.1.29	H30 災 3898 号	熊野川	・工法変更について協議したもの	・設計変更概要書添付の工事打合せ簿の内容と県のシステム上に保存されている工事打合せ簿の内容が異なっている上、関係職員が協議録の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	①
				・施工方法等について、地権者と協議したもの	・関係職員が協議録の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	
10	R3.2.1	H30 災 4295 号	府中大川	・施工方法等について、地権者と協議したもの	・協議の相手方が平成 30 年災害当時、協議録及び使用承諾書記載の住所に住んでいなかった等の事情がある。	①

番号	変更申請日	年災番号	路河川名	協議録の内容	調査チームの調査結果	判定
11	R3.2.5	H30 災 3895 号	瀬野川	・施工ヤードとして土地を利用することについて、地権者と協議したもの	・設計変更概要書添付の工事打合せ簿が県のシステムに保存されていない上、関係職員が協議録の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	①
12	R3.2.10	H30 災 3936 号	天地川	・施工方法等について、地権者と協議したもの	・関係職員が協議録及び施工承諾書の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
13	R3.2.10	H30 災 3937 号	天地川	・施工方法等について、地権者と協議したもの ・施工方法等について里道管理者と協議したもの	・関係職員が協議録及び施工承諾書の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
14	R3.2.16	H30 災 5062 号	瀬野川	・施工方法等について、地権者と協議したもの ・施工方法等について、地権者と協議したもの	・関係職員が聞取記録の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。 ・関係職員が聞取記録の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
15	R3.2.17	H30 災 5085 号	関川	・施工方法等について協議したもの	・県のシステムに設計変更概要書に添付されている工事打合せ簿が保存されていた等の事情がある。	○
16	R3.2.26	H30 災 5091 号	畑賀川	・施工ヤードとして土地を利用することについて、地権者と協議したもの	・設計変更概要書添付の協議録及び工事打合せ簿の内容と県のシステム上に保存されている工事打合せ簿の内容が異なっている等の事情がある。	①
17	R3.10.25	H30 災 5056 号	瀬野川	・交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	・関係職員が聞取表の内容は事実でないと認めている等の事情がある。	①
18	R3.10.25	H30 災 4269 号	熊野川	・交通誘導警備員の配置について、地元代表者等と協議したもの	・関係職員及び協議の相手方が協議録の内容は事実であると述べている等の事情がある。	○
19	R3.10.25	H30 災 4258 号	瀬野川	・交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	・聞取票の日付より前の時点で、県職員が交通誘導警備員の配置を承諾している上、関係職員が聞取票の内容は事実でないと認めている等の事情がある。	①
20	R3.10.26	H30 災 3953 号	湯坂川及支川	・災害復旧工事に係る工事車両ルートについて、地元代表者と協議したもの	・協議録の内容と異なる理由で工事内容（通行ルート）が変更されている上、関係職員が協議録の内容は事実でないと認めている等の事情がある。	①
21	R3.10.26	H30 災 1481 号				①
22	R3.10.26	H30 災 1480 号				①
23	R3.11.8	H30 災 4268 号	熊野川	・交通誘導警備員の配置について、地元代表者等と協議したもの	・関係職員及び協議の相手方が協議記録の内容は事実であると述べている等の事情がある。	○
24	R3.11.26	H30 災 4594 号	熊野川	・工事用道路の借地について、地権者と協議したもの ・交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	・協議録の日付の前より前の時点で、県職員が設計変更の対象とすることを指示している上、協議の相手方が県職員と協議していない旨述べている等の事情がある。	①
25	R3.11.26	H30 災 2156 号	（主）東海田広島線	・施工方法等について、地権者と協議したもの ・工事用地について、地権者と協議したもの	・関係職員及び協議の相手方が協議録の内容は事実であると述べている等の事情がある。	○
26	R3.12.2	H30 災 2681 号	木下川	・施工方法等について、地権者と協議したもの	・関係職員が聞き取り簿の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
27	R3.12.23	H30 災 4626 号	天地川	・施工方法等について、地元関係者と協議したもの ・施工ヤードとして土地を利用	・関係職員が協議録の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①

番号	変更申請日	年災番号	路河川名	協議録の内容	調査チームの調査結果	判定
				することについて、地権者と協議したもの		
28	R4.2.3	H30 災 2683 号	西ノ谷川支川	・施工方法等について、海田町と協議したもの	・協議の相手方の元に同一内容の依頼書が保管されている等の事情がある。	○
29	R4.2.3	H30 災 5059 号	瀬野川	・交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	・協議録の内容と工事打合せ簿の内容が整合するが、関係職員が協議日に出張した記録がない等の事情がある。	②
30	R4.2.15	H30 災 4293 号	立石川	・交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	・関係職員が協議記録の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	①
31	R4.7.19	H30 災 3774 号	榎山川	・施工方法等について、バス会社等と協議したもの	・関係職員及び協議の相手方が協議記録の内容は事実であると述べている等の事情がある。	○
32	R3.1.5	H30 災 3954 号	二河川	・施工方法等について、呉市（文化振興課）と協議したもの	・協議録の内容と変更契約の内容が整合している上、協議の相手方は県職員と復旧工事の工法について協議したことを覚えているが、関係職員が協議日当時は在籍していなかった等の事情がある。	②
33	R3.1.21	H30 災 1205 号	野呂川	・残土処分に係る見積について、回答がなかった業者へ聞取を実施したもの（電話）	・関係職員が聞取表の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	①
34	R3.1.26	H30 災 1203 号	野呂川ダム	・残土処分に係る見積について、回答がなかった業者へ聞取を実施したもの（電話）	・聞取票で受入不可とされている業者は本件工事の受注者であり、受注者の再生資源化施設が土砂の搬出先となっている上、関係職員が聞取表の内容が事実でない可能性があることを認めている等の事情がある。	①
35	R3.1.26	H30 災 2721 号	（一）大崎下島循環線	・施工時期及び施工方法について、地元代表者と協議したもの	・協議録の内容と工事打合せ簿の内容は整合するが、関係職員が協議日に出張した記録がない等の事情がある。	②
36	R3.1.26	H30 災 1489 号				②
37	R3.1.26	H30 災 810 号				②
38	R3.1.27	H30 災 180 号	長谷川	・施工方法等について、地権者と協議したもの	・当初契約には該当箇所の工事が含まれていなかった上、協議録の相手方は、工事が影響する可能性がある家屋を所有してなかった等の事情がある。	①
39	R3.1.29	H30 災 5156 号	（国）375 号	・仮設用道路の設置位置について、電力会社と協議したもの	・関係職員が協議録の内容は事実であると述べており、協議の相手方が県の職員と協議したことを覚えている等の事情がある。	○
40	R3.2.1	H30 災 3374 号	名川	・工事用道路の借地等について、地権者等と協議したもの ・施工方法等について、地権者と協議したもの	・協議録の日付よりも前の時点で、設計変更概要書と同内容の契約が締結されている上、協議の相手方が協議録の内容は事実でないと述べている等の事情がある。	①
41	R3.2.10	H30 災 4667 号	大屋大川	・国直轄事業（天応地区特定緊急砂防事業）について、国土交通省中国地方整備局と協議したもの	・関係職員及び協議の相手方も協議録の内容は事実であると述べている等の事情がある	○
42	R3.2.17	H30 災 5123 号	黒瀬川	・施工ヤードとして土地を使用することについて、呉市と協議したもの	・協議録の内容と工事打合せ簿の内容は整合するが、関係職員が協議日に出張した記録がない等の事情がある。	②
43	R3.2.22	H30 災 803 号	江の川	・工事に関する地元要望について、呉市（川尻土木出張所）と協議したもの	・協議録の日付より前の時点で、県職員が工法の変更を指示している上、関係職員及び相手方が協議内容をはっきり記憶していない等の事情がある。	①
44	R3.3.5	H30 災	(主)呉環	・工事中の水道管の防護につい	・関係職員が協議日に出張した記録がある	○

番号	変更申請日	年災番号	路河川名	協議録の内容	調査チームの調査結果	判定
		4320号	状線	て、呉市（上下水道局）と協議したもの	ほか、協議の相手方が議事録どおりの協議をしたことを覚えている等の事情がある。	
45	R3.3.5	H30災796号	二河川	・施工方法等について、ガス供給会社と協議したもの（電話）	・協議録の内容と工事内容変更通知書及び変更契約の内容は整合しており、協議の相手方は協議録どおりの協議をしたことを覚えているが、協議日当時、関係職員は在籍していない等の事情がある。	②
46	R3.3.5	H30災5582号	黒瀬川	・施工ヤードとして土地を使用することについて、地元代表者等と協議したもの	協議録の内容と異なる理由で変更契約が締結されている上、関係職員が協議録の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
				・残土処分に係る見積について、回答がなかった業者へ聞取を実施したもの（電話）	・関係職員が聞取表の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	
47	R3.3.5	H30災5153号	(主)矢野安浦線	・残土処分に係る見積について、回答のなかった業者へ聞取を実施したもの（電話）	・関係職員が聞取表の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	①
48	R3.9.28	H30災5122号	黒瀬川	・施工ヤードとして土地を使用することについて、地元代表者等と協議したもの	・関係職員が協議録の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
				・残土処分に係る見積について、回答がなかった業者へ聞取を実施したもの（電話）	・関係職員が聞取表の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	
49	R3.9.28	H30災5115号	黒瀬川	・施工ヤードとして土地を使用することについて、地元代表者等と協議したもの	・関係職員が協議録の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
50	R3.10.22	H30災5116号	黒瀬川	・残土処分に係る見積について、回答がなかった業者へ聞取を実施したもの（電話）	・関係職員が聞取表の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
51	R3.10.25	R２災136号	中畑川	・施工ヤードとして土地を利用することについて、地権者と協議したもの	・関係職員が協議録の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	①
52	R3.11.25	H30災5126号	船石川	・工事用道路の借地について、地権者等と協議したもの	・協議の相手方が県職員とは協議をしていない旨述べている等の事情がある。	①
53	R3.11.25	H30災4666号	石休川	・工事用道路の借地について、地権者と協議したもの	・協議の相手方が県職員とは協議をしていない旨述べている等の事情がある。	①
54	R3.12.2	H30災798号	野呂川	・残土処分に係る見積について、回答がなかった業者へ聞取を実施したもの（電話）	・聞取表の日付より前の時点で、県職員が残土処分先の変更を指示している上、関係職員が聞取表の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
55	R5.2.27	R3災1770号	冠川	・施工方法の変更（環境対策工）について、専門家と協議したもの	・相手方が設計変更概要書添付の打合せ記録簿と同じものを保管しており、県職員と打合せ記録簿どおりの内容で協議したことを覚えている等の事情がある。	○
56	R2.12.15	H30災2181号	猿田川	・施工方法等について、地権者と協議したもの	・関係職員が協議記録簿を作った記憶はなく、査定の段階で合併施工にしないといけないと認識していた等の事情がある。	①
57	R3.1.21	H30災5187号	椋梨川	・施工時期、施工方法について、地元代表者と協議したもの	・協議録の内容と工事内容変更通知書の内容が整合しているが、関係職員が協議日に出張した記録がない等の事情がある。	②
58	R3.1.27	H30災2265号	（主）府中松永線	・用地買収について、地権者と協議したもの	・関係職員が協議録の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	①

番号	変更申請日	年災番号	路河川名	協議録の内容	調査チームの調査結果	判定
59	R3.9.1	H30 災 1901 号	綾目川	・工事用道路の追加について、地権者と協議したもの	・関係職員が協議日に出張した記録がない上、協議録の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
60	R3.10.25	H30 災 2825 号	綾目川	・工事用道路の追加について、地権者と協議したもの	・協議の相手方が協議日より前に亡くなっている等の事情がある。	①
61	R3.10.25	H30 災 1567 号	（一）尾道新市線	・交通誘導警備員の配置について、警察と協議したもの	・関係職員が協議日に出張した記録はない上、協議録の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
62	R3.11.16	H30 災 1557 号	藤井川	・施工方法等について、地元代表者と協議したもの	・聞取表の内容と異なる理由で変更契約が締結されている上、関係職員が聞取表の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	①
63	R3.11.16	H30 災 4408 号	藤井川	・施工方法等について、地元代表者と協議したもの	・聞取表の内容と異なる理由で変更契約が締結されている上、関係職員が聞取表の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	①
64	R3.11.26	H30 災 4022 号	大川	・交通誘導警備員の配置について、警察と協議したもの	・県職員が交通誘導警備員の配置を指示した理由が聞取表の内容と異なる上、関係職員が聞取表の内容は事実でないことを認めている等の事情がある。	①
65	R3.2.25	H30 災 1585 号	片野川	・施工方法等について、地権者と協議したもの	・関係職員が協議日に出張した記録はない上、協議録の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
66	R3.12.9	H30 災 2293 号	西城川	・施工方法等について協議したもの	・設計変更概要書添付の工事打合せ簿と県のシステム上に保存されている工事打合せ簿を照合したところ、同じ内容であった等の事情がある。	○
67	R3.12.14	H30 災 2948 号	高梁川成羽川	・施工方法等について、地元代表者等と協議したもの	・関係職員及び協議の相手方が協議の内容は事実であると述べている等の事情がある。	○
71	R3.3.3	R2 災 54 号	府中大川	・施工方法等について、バス会社と協議したもの	・県職員が追加工事を了承し設計変更の対象とした理由と協議録の内容が異なる上、関係職員が協議録の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
72	R4.2.3	H30 災 5057 号	瀬野川	・交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	・協議の相手方は県職員と業者が一緒に来て交通誘導警備員の配置を要望した旨述べているが、関係職員が協議日に出張した記録はない等の事情がある。	②
73	R4.2.3	H30 災 5058 号	瀬野川	・交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	・関係職員が協議録の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
74	R2.3.5	H30 災 563 号	野呂川	・残土処分の受入れ可否について、業者へ聞取を実施したもの（電話）	・見積書及び回答書には日付を書き加えた形跡がある上、聞取表に関係職員の押印がない等の事情がある。	①
75	R2.3.5	H30 災 5117 号	野呂川			①
76	R2.3.17	H30 災 5143 号	（一）広仁方停車場線	・残土処分の受入れ可否について、業者へ聞取を実施したもの（電話）	・聞取り日の約３ヶ月前に受注者から聞取先のうち１社が作成した見積書が提出されている上、関係職員が聞取表の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①
77	R3.2.1	H30 災 4676 号	（主）呉環状線	国直轄事業（天応地区特定緊急砂防事業）について、国土交通省中国地方整備局と協議したもの	・関係職員及び協議の相手方が協議録の内容は事実であると述べている等の事情がある。	○
78	R5.3.6	H30 災 5132 号	砂防中畑川	・残土処分の受入れ可否について、業者へ聞取を実施したもの	・関係職員が聞取表の内容が事実でないことを認めている等の事情がある。	①

番号	変更申請日	年災番号	路河川名	協議録の内容	調査チームの調査結果	判定
				（電話）		
79	R3.2.8	H30 災 5215 号	（一）下三永吉川線	・施工方法等について、呉市（上下水道局）と協議したもの	・協議録の内容と工事内容変更通知書の内容が整合している上、協議の相手方が協議録の内容を覚えている等の事情がある。	○
80	R5.3.6	R3 災 1223 号	砂防東川	・施工方法等について、鉄道会社と協議したもの	・関係職員及び協議の相手方が協議録の内容は事実であると認めている等の事情がある。	○
81	R3.2.1	H30 災 223 号	（一）新山府中線	・用地買収について、地権者と協議したもの	・関係職員及び協議の相手方が協議録の内容は事実であると認めている等の事情がある。	○
82	R2.3.17	H30 災 138 号	（主）福山尾道線	・交通誘導警備員の配置について協議したもの	・工事打合せ簿の内容と警察協議内容が整合している等の事情がある。	○
83	R3.2.25	H30 災 3442 号	沼田川	・施工範囲について、三原市（災害復旧推進室）と協議したもの	・協議録の日付より前の時点で工事が完成している上、設計変更概要書添付の協議録と相手方が所持している協議録の協議日が異なっている等の事情がある。	①

（２）設計変更協議以外でファイル名に「嘘」を付けられた協議録（３件）

番号	事務所	査定受験日	年災・番号	事業名	協議録の内容	調査チームの調査状況
68	廿日市支所(2 件)	R3.9.13～17	R3 災 54 号	冷川（冷川橋上）	工事用道路の施工承諾を得た。	・関係職員が協議録の内容は事実ではないと認めていることから、協議録の内容は事実ではないと判定した。 ・協議録は実際には使用されなかったと認められる。
69		R3.9.13～17	R3 災 56 号	冷川（冷川集会所上）	工事用道路の施工承諾を得た。	
70	東広島支所(1 件)	R3.11.15～19	R3 災 1201 号	東川（東橋上）	工事用道路の施工承諾を得た。	

別紙２

虚偽の協議録と判定された事案に係る国庫負担金への影響額の算定について

番号	年災番号	路河川名	協議録の内容	広島県の整理方針・内容（広島県の判断）	協議額（円）	内国費（円）	影響額（円）	内国費（円）
1	H30 災 4289 号	根谷川	工事用道路の借地について、地権者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（護岸背後の敷鉄板敷設）と、実際に施工された工事費（盛土）との差額を影響額とした。	5,394,000	3,597,798	5,030,300	3,355,210
2	H30 災 3367 号	山倉川	施工方法等について、地元代表者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（工事用道路無し）と、実際に施工された工事費（工事用道路工有り）との差額を影響額とした。	2,050,000	1,367,350	1,890,900	1,261,230
4	H30 災 3924 号	麻下川	施工方法等について、施設管理者と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。	-9,973,000	-6,651,991	－	－
6	H30 災 4635 号	湯坂川及支川	災害復旧工事に係る工事車両ルートについて、地元代表者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費と、実際に施工された工事費（施工機械変更等）との差額を影響額とした。	3,861,000	2,575,287	4,232,800	2,823,277
			施工方法等について、地権者と協議したもの	家屋前面の亀裂発生の申出が有り現地を確認したのは事実であり、査定後の状況変化であることから、影響額は無とした。	2,111,000	1,408,037	－	－
7	H30 災 3782 号	天地川	交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（交通誘導警備員無し）と、実際に施工された工事費（交通誘導警備員有り）との差額を影響額とした。	1,473,000	982,491	1,644,500	1,096,881
8	H30 災 3896 号	熊野川	施工方法等について、地権者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（既設橋を通行する工事用道路）と、実際に施工された工事費（河川内の工事用道路）との差額を影響額とした。	4,837,000	3,226,279	4,217,400	2,813,005
			施工方法等について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないものの、実際には協議録作成者の前任者が地権者と協議をしており、相手方も協議内容を覚えているとのことから、用地買収を拒否されたという内容自体は事実であり査定後の状況変化は認められるため、影響額は無とした。	-2,211,000	-1,474,737	－	－
9	H30 災 3898 号	熊野川	工法変更について協議したもの	型枠が確保できないとの工事打合せ簿は事実でないものの、実際に受注者から提出された工事打合せ簿では、作業員及び生コン運搬車両の確保が困難なこと等による理由で二次製品利用に変更しているものであり、査定後の状況変化が認められるため、影響額は無とした。	1,067,000	711,689	－	－
			施工方法等について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。	-3,120,000	-2,081,040	－	－
10	H30 災 4295 号	府中大川	施工方法等について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないと判定したものの、当初査定決定された仮駐車場の確保から仮設橋の追加に変更しなければ工事ができなかったことは事実であり、査定申請時の仮駐車場の想定からの状況変化が認められるため、影響額は無とした。	11,250,000	7,503,750	－	－
11	H30 災 3895 号	瀬野川	施工ヤードとして土地を利用することについて、地権者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（現場製作）と、実際に施工された工事費（二次製品）との差額を影響額とした。	463,000	308,821	478,440	319,119
12	H30 災 3936 号	天地川	施工方法等について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。	-2,228,000	-1,486,076	－	－

番号	年災番号	路河川名	協議録の内容	広島県の整理方針・内容（広島県の判断）	協議額（円）	内国費（円）	影響額（円）	内国費（円）
13	H30 災 3937 号	天地川	施工方法等について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しているため、影響額は無とした。	-1,395,000	-930,465	－	－
			施工方法等について、地権者及び里道管理者と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止（延長減）しており、影響額は無とした。	-1,667,000	-1,111,889	－	－
14	H30 災 5062 号	熊野川	施工方法等について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。	-2,448,000	-1,632,816	－	－
			施工方法等について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止（延長減）しており、影響額は無とした。	-3,238,000	-2,159,746	－	－
16	H30 災 5091 号	畑賀川	施工ヤードとして土地を利用することについて、地権者と協議したもの	製作ヤードの借地が不可能との工事打合せ簿は事実でないものの、実際に提出された工事打合せ簿では、大型車両の搬入を理由に製作ヤードの使用を断られており、査定後の条件変更が認められることから、影響額は無とした。	14,966,000	9,982,322	－	－
17	H30 災 5056 号	瀬野川	交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（交通誘導警備員無し）と、実際に施工された工事費（交通誘導警備員有り）との差額を影響額とした。	812,000	541,604	1,037,300	691,879
19	H30 災 4258 号	瀬野川	交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（交通誘導警備員無し）と、実際に施工された工事費（交通誘導警備員有り）との差額を影響額とした。	2,016,000	1,344,672	6,361,300	4,242,987
20	H30 災 3953 号	湯坂川及支川	災害復旧工事に係る工事車両ルートについて、地元代表者と協議したもの	当初査定申請時に認められた工法の内大型車では工事が不可能な根固工を減額した工事費と、実際に施工された工法（底張工）での工事費との差額を影響額とした。	-7,225,000	-4,819,075	4,929,100	3,287,709
21	H30 災 1481 号				-2,618,000	-1,746,206	6,004,900	4,005,268
22	H30 災 1480 号				-1,846,000	-1,231,282	3,417,700	2,279,605
24	H30 災 4594 号	熊野川	工事用道路の借地について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないと判定したものの、査定後に地権者から工事用道路の位置変更の指示を受けたことについて受注者から工事打合せ簿で協議があったことから、査定後の状況変化は認められるため、影響額は無とした。	11,209,000	7,476,403	－	－
			交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	協議録は事実でないものの、受注者が地元から交通誘導警備員の配置要望を受け、その内容について工事打合せ簿で協議があったことから、査定後の状況変化は認められるため、影響額は無とした。	2,528,000	1,686,176	－	－
26	H30 災 2681 号	木下川	施工方法等について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。	-50,307,000	-33,554,769	－	－
27	H30 災 4626 号	天地川	施工方法等について、地元関係者と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止（延長減）しており、影響額は無とした。	-744,000	-496,248	－	－
			施工ヤードとして土地を利用することについて、地権者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（現場製作）と、実際に施工された工事費（二次製品）との差額を影響額とした。	9,163,000	6,111,721	6,871,700	4,583,423

番号	年災番号	路河川名	協議録の内容	広島県の整理方針・内容（広島県の判断）	協議額（円）	内国費（円）	影響額（円）	内国費（円）
29	H30 災 5059 号	瀬野川	交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	協議録の協議日は事実でないが、協議した内容については事実であり、査定後の状況変化は認められることから、影響額は無とした。	3,544,000	2,363,848	－	－
30	H30 災 4293 号	立石川	交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（交通誘導警備員無し）と、実際に施工された工事費（交通誘導警備員有り）との差額を影響額とした。	3,483,000	2,323,161	5,359,200	3,574,586
32	H30 災 3954 号	二河川	施工方法等について、呉市（文化振興課）と協議したもの	協議録の日付及び同行者が事実でないものの、協議した内容については事実であり、査定後の状況変化が認められるため、影響額は無とした。	531,000	354,177	－	－
33	H30 災 1205 号	野呂川	残土処分に係る見積について、回答がなかった業者へ聞取を実施したもの（電話）	聞取表は事実でなかったため、改めて当時の受入状況をヒアリングした上で、最も経済的となる受入地を確認した。その結果、設計変更協議時に選定した受入地に変更がなかったため、影響額は無とした。	10,592,000	7,064,864	－	－
34	H30 災 1203 号	野呂川ダム	残土処分に係る見積について、回答がなかった業者へ聞取を実施したもの（電話）	聞取表は事実でなかったため、改めて当時の受入状況をヒアリングした上で、最も経済的となる受入地を確認した。その結果、設計変更協議時に選定した受入地に変更がなかったため、影響額は無とした。	82,238,000	54,852,746	－	－
35	H30 災 2721 号	（一）大崎下島循環線	施工時期及び施工方法について、地元代表者と協議したもの	協議録の協議日、協議場所及び同行者は事実でないものの、協議した内容は事実であり、査定後の状況変化が認められるため、影響額は無とした。	6,511,000	4,342,837	－	－
36	H30 災 1489 号				8,901,000	5,936,967	－	－
37	H30 災 810 号				5,985,000	3,991,995	－	－
38	H30 災 180 号	長谷川	施工方法等について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。	-27,630,000	-18,429,210	－	－
40	H30 災 3374 号	名川	工事用道路の借地等について、地権者等と協議したもの	協議録は事実でないものの、工事用道路及び護岸構造を変更しなければ工事ができなかったことは事実である。査定時は、工事用道路の設置箇所の詳細について検討しておらず、工事用道路及び護岸構造の変更の必要性は、実施設計後に明らかになったものであり、査定後の状況変化が認められるため、影響額は無とした 。	-2,405,000	-1,604,135	－	－
42	H30 災 5123 号	黒瀬川	施工ヤードとして土地を使用することについて、呉市と協議したもの	協議録に記載の協議日は事実でないものの、協議した内容については事実であり、査定後の状況変化が認められるため、影響額は無とした。	158,811,000	105,926,937	－	－
43	H30 災 803 号	江の川	工事に関する地元要望について、呉市（川尻土木出張所）と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。	-10,336,000	-6,894,112	－	－
45	H30 災 796 号	二河川	施工方法等について、ガス供給会社と協議したもの	協議録を作成した職員は協議をしていないが、協議内容は事実であり、査定後の状況変化が認められるため、影響額は無とした。	12,662,000	8,445,554	－	－

番号	年災番号	路河川名	協議録の内容	広島県の整理方針・内容（広島県の判断）	協議額（円）	内国費（円）	影響額（円）	内国費（円）
46	H30 災 5582 号	黒瀬川	施工ヤードとして土地を使用することについて、地元代表者等と協議したもの	協議録は事実でないものの、別途受注者から労働者の確保困難の理由で二次製品利用に変更しているものであり、査定後の状況変化が認められるため、影響額は無とした。	88,674,000	59,145,558	－	－
			残土処分に係る見積について、回答がなかった業者へ聞取を実施したもの	聞取表は事実でなかったため、改めて当時の受入状況をヒアリングした上で、最も経済的となる受入地を確認した。その結果、設計変更協議時に選定した受入地に変更がなかったため、影響額は無とした。	1,314,000	876,438	－	－
47	H30 災 5153 号	(主)矢野安浦線	残土処分に係る見積について、回答のなかった業者へ聞取を実施したもの	聞取表は事実でなかったため、改めて当時の受入状況をヒアリングした上で、最も経済的となる受入地を確認した。その結果、設計変更協議時に選定した受入地に変更があったため、正しく措置された場合の工事費と、実際に施工された工事費との差額を影響額とした。	12,020,000	8,017,340	988,900	659,596
48	H30 災 5122 号	黒瀬川	施工ヤードとして土地を使用することについて、地元代表者等と協議したもの	協議録は事実でないものの、実際には受注者から根固ブロック製作ヤードの確保困難の理由で二次製品利用に変更しているものであり、査定後の状況変化が認められるため、影響額は無とした。	13,860,000	9,244,620	－	－
			残土処分に係る見積について、回答がなかった業者へ聞取を実施したもの	聞取表は事実でなかったため、改めて当時の受入状況をヒアリングした上で、最も経済的となる受入地を確認した。その結果、設計変更協議時に選定した受入地に変更がなかったため、影響額は無とした。	9,521,000	6,350,507	－	－
49	H30 災 5115 号	黒瀬川	施工ヤードとして土地を使用することについて、地元代表者等と協議したもの	協議録は事実でないものの、実際に受注者から提出された工事打合せ簿では、製作ヤード及び労働者の確保困難を理由に二次製品利用に変更しているものであり、査定後の状況変化が認められるため、影響額は無とした。	129,362,000	86,284,454	－	－
50	H30 災 5116 号	黒瀬川	残土処分に係る見積について、回答がなかった業者へ聞取を実施したもの	聞取表は事実でなかったため、改めて当時の受入状況をヒアリングした上で、最も経済的となる受入地を確認した。その結果、設計変更協議時に選定した受入地に変更がなかったため、影響額は無とした。	10,157,000	6,774,719	－	－
51	R２災 136 号	中畑川	施工ヤードとして土地を利用することについて、地権者と協議したもの	協議録は事実でないものの、実際に受注者から提出された工事打合せ簿では、製作ヤードの確保ができなかったことを理由に二次製品利用に変更しているものであり、査定後の状況変化が認められるため、影響額は無とした。	1,777,000	1,185,259	－	－
52	H30 災 5126 号	船石川	工事用道路の借地について、地権者等と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。	-7,862,000	-5,243,954	－	－
53	H30 災 4666 号	石休川	工事用道路の借地について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。	-1,516,000	-1,011,172	－	－
54	H30 災 798 号	野呂川	残土処分に係る見積について、回答がなかった業者へ聞取を実施したもの	聞取表は事実でなかったため、改めて当時の受入状況をヒアリングした上で、最も経済的となる受入地を確認した。その結果、設計変更協議時に選定した受入地に変更があったため、正しく措置された場合の工事費と実際に施工された工事費との差額を影響額とした。	61,891,000	41,281,297	11,489,100	7,663,229

番号	年災番号	路河川名	協議録の内容	広島県の整理方針・内容（広島県の判断）	協議額（円）	内国費（円）	影響額（円）	内国費（円）
56	H30災2181号	猿田川	施工方法等について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないが、合併施行に伴う変更であり、災害復旧事業としての変更はない（実施単価更正のみ）ため、影響額は無とした。	0	0	－	－
57	H30災5187号	椋梨川	施工時期、施工方法について、地元代表者と協議したもの	協議録の日付は事実でないが、協議の内容は事実であり、また、協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。	-30,220,000	-20,156,740	－	－
58	H30災2265号	（主）府中松永線	用地買収について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないが、査定後、現地着手した後に、法面の一部が小崩落したことは事実であり、査定後の状況変化が認められ、早期に対応する必要があったことから、用地の追加買収を行わず計画範囲内での工法変更はやむを得ないものと認められるため、影響額は無とした。	4,278,000	2,853,426	－	－
59	H30災1901号	綾目川	工事用道路の追加について、地権者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（工事用道路無し）と、実際に施工された工事費（工事用道路工有り）との差額を影響額とした。	761,000	507,587	719,400	479,839
60	H30災2825号	綾目川	工事用道路の追加について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないと判定したものの、協議録の相手方親族への聞き取りから協議録に記載されている内容は事実であると判断でき、査定後の状況変化は認められるため、影響額は無とした。	700,000	466,900	－	－
61	H30災1567号	（一）尾道新市線	交通誘導警備員の配置について、警察と協議したもの	協議録は事実でないと判定したものの、交通誘導警備員の配置が道路使用許可条件となったことは事実であり、査定後の状況変化は認められるため、影響額は無とした。	2,530,000	1,687,510	－	－
62	H30災1557号	藤井川	施工方法等について、地元代表者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（工事用道路無し）と、実際に施工された工事費（工事用道路工有り）との差額を影響額とした。	2,186,000	1,458,062	1,822,700	1,215,740
63	H30災4408号	藤井川	施工方法等について、地元代表者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（工事用道路無し）と、実際に施工された工事費（工事用道路工有り）との差額を影響額とした。	2,361,000	1,574,787	2,162,600	1,442,454
64	H30災4022号	大川	交通誘導警備員の配置について、警察と協議したもの	協議録は事実でないと判定したものの、交通誘導警備員の配置が道路使用許可条件となったことは事実であり、査定後の状況変化は認められるため、影響額は無とした。	982,000	654,994	－	－
65	H30災1585号	片野川	施工方法等について、地権者と協議したもの	協議録は事実でないものの、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。	-6,620,000	-4,415,540	－	－
71	R2災54号	府中大川	施工方法等について、バス会社と協議したもの	協議録は事実でないと判定したものの、交通量が多く、通行止めが困難であったため、仮設工（土留・仮締切工）の設置については、本来設計変更が認められるものと判断される。湧水の発生は事実であり、査定後の状況変化も認められるため、影響額は無とした。	16,015,000	10,682,005	－	－
72	H30災5057号	瀬野川	交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	協議日は事実でないものの、協議内容は事実であり、査定後の状況変化は認められるため、影響額は無とした。	2,303,000	1,536,101	－	－

番号	年災番号	路河川名	協議録の内容	広島県の整理方針・内容（広島県の判断）	協議額（円）	内国費（円）	影響額（円）	内国費（円）
73	H30災5058号	瀬野川	交通誘導警備員の配置について、地元代表者と協議したもの	正しく措置された場合の工事費（交通誘導警備員無し）と、実際に施工された工事費（交通誘導警備員有り）との差額を影響額とした。	11,267,000	7,515,089	3,341,800	2,228,980
74	H30災563号	野呂川	残土処分の受入れ可否について、業者へ聞取を実施したもの	聞取表は事実でなかったため、改めて当時の受入状況をヒアリングした上で、最も経済的となる受入地を確認した。その結果、設計変更協議時に選定した受入地に変更があったため、正しく措置された場合の工事費と実際に施工された工事費との差額を影響額とした。	7,334,000	4,891,778	2,728,000	1,819,576
75	H30災5117号	野呂川			6,093,000	4,064,031	566,540	377,882
76	H30災5143号	（一）広仁方停車場線	残土処分の受入れ可否について、業者へ聞取を実施したもの	聞取表は事実でなかったため、改めて当時の受入状況をヒアリングした上で、最も経済的となる受入地を確認した。その結果、設計変更協議時に選定した受入地に変更がなかったため、影響額は無とした。	2,678,000	1,786,226	－	－
78	H30災5132号	砂防中畑川	残土処分の受入れ可否について、業者へ聞取を実施したもの	聞取表は事実でなかったため、改めて当時の受入状況をヒアリングした上で、最も経済的となる受入地を確認した。その結果、設計変更協議時に選定した受入地に変更がなかったため、影響額は無とした。	1,924,000	1,283,308	－	－
83	H30災3442号	沼田川	施工範囲について、市道橋管理者と協議したもの	協議録の日付は事実でないが、協議の内容は事実であり、また、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止（延長減）しており、影響額は無とした	-3,474,000	-2,317,158	－	－
					合計 577,363,000	385,101,121	75,294,580	50,221,475